

高齢者施設等医療提供体制構築事業に係る 10 月以降の取扱いについて

令和 5 年 9 月
京都府高齢者支援課

標記事業については、高齢者施設等において医師・看護師による治療が可能な体制を構築し、安心して療養いただける医療提供体制の整備を目的に、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した施設において協力医療機関等又は施設訪問診療等協力機関が治療薬投与、健康観察等を行った場合に往診等経費を交付しているところです。

については、現在の取扱は当初移行期の 9 月末としてきたところですが、10 月以降についても継続して実施することとします。

事業名	施設内療養支援事業	施設訪問診療等協力機関支援事業
対象事業	協力医療機関等が新型コロナウイルス感染症に感染した陽性者（施設等従事者を除く。）に対して治療薬の投与、健康観察等（往診・オンライン・電話）を行った場合	施設医や協力医療機関で対応できない場合に、保健所等の調整により、施設訪問診療等医療機関において陽性者（施設等従事者を除く。）に対して治療薬の投与、健康観察等を訪問又はオンラインで行った場合
交付対象者	当該高齢者施設等に係る協力医療機関等	京都府又は京都市にあらかじめ登録された施設訪問診療等協力機関
交付対象期間	令和 5 年 5 月 8 日～9 月 30 日 ⇒ ～令和 6 年 3 月 31 日（今回延長）	
対象施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能居宅介護、障害者支援施設、障害児入所施設、障害者共同生活援助（障害者グループホーム）	
往診等経費	1 時間あたり 医師 15,100 円、看護師 8,280 円	
	（参考）令和 5 年 5 月 8 日以前（5 類位置づけ変更前）のとの変更点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・協力金（100 千円）の廃止 ・施設医は対象外 ・往診等経費は患者 1 人あたり（医師 30 千円、看護師 18 千円）から時間あたりに変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力金（300～1,000 千円）の廃止 ・往診等経費は患者 1 人あたり（医師 30 千円、看護師 18 千円）から時間あたりに変更